

令和6年国東市農業委員会

第12回（12月）総会議事録

1. 開催日 令和6年12月10日（火）午後4時30分～
2. 開催場所 国東市役所 201・202会議室
3. 出席委員 13名出席
4. 欠席委員 3番 豊田委員 （13番 徳丸委員は令和5年8月末で辞任）
5. 議事日程
 - 議案第62号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第63号 農用地利用集積計画について
 - 議案第64号 農用地利用配分計画について
 - 議案第65号 農地法の規定による非農地証明の交付について
6. 報告事項
7. 協議事項
8. その他

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>定刻になりましたので、令和6年第12回国東市農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>では、本日の資料を確認します。</p> <p>(資料確認終了)</p> <p>出席確認 本日は、3番 豊田委員が欠席で、徳丸委員が令和5年8月いっばいで辞任し1名欠員ですから、在任委員総数14名中13名の出席となります。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程により本総会は、成立することを報告いたします。</p> <p>それでは、秋國会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。</p> <p>(会長あいさつ)</p>
議 長	<p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。14番 佐藤副会長、1番 中島委員を指名しますので、よろしくお願いします。</p> <p>それではさっそく議事に入ります。</p> <p>議案第62号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(資料に沿って説明)</p>
議 長	<p>議案第62号 農地法第3条の規定による許可申請、申請番号60番から申請番号62番まで事務局より説明がありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。</p>
吉本委員	<p>申請番号60番ですが、受人は12月に移住予定と書いてありますが、もう移住されているのでしょうか。</p>
事務局	<p>まだですが、この申請の結果次第で12月中に移住すると聞いています。</p>

<p>議 長</p>	<p>ほかにご意見・ご質疑はございませんか。</p> <p>(意見・質疑なし)</p> <p>それでは、議案第 62 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第 62 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第 63 号 農用地利用集積計画について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>(資料に沿って説明)</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第 63 号 農用地利用集積計画の説明が事務局よりありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。</p> <p>(意見・質疑なし)</p> <p>それでは、議案第 63 号 農用地利用集積計画について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第 63 号 農用地利用集積計画については、全会一致で承認されました。</p> <p>それでは次に、議案第 64 号 農用地利用配分計画について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>(資料に沿って説明)</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第 64 号 農用地利用配分計画の説明が事務局よりありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。</p>

	<p>(質疑・意見なし)</p> <p>それでは、議案第 64 号 農用地利用配分計画について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第 64 号 農用地利用配分計画については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第 65 号 農地法の規定による非農地証明の交付について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(資料に沿って説明)</p>
議長	<p>議案第 65 号 農地法の規定による非農地証明の交付について、申請番号 27 番の説明が事務局よりありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>それでは、議案第 65 号 農地法の規定による非農地証明の交付について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第 65 号 農地法の規定による非農地証明の交付については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、報告事項について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(国東市農業委員会委員選考委員会運営規則の改正について説明)</p> <p>(11月総会の議案第 61 号 農地法の規定による非農地証明の交付についての申請番号第 25 番について、再調査の上12月総会で再審議するとしていたが、建設課による市道部分の分筆登記終了後に再申請していただくこととなったことの報告)</p>

